

2015年9月8日

No.240

又市征治 国政だより

又市征治事務所

発行責任者 東 篤

富山市下新町 8-16

TEL 076-441-0800

HP: www.s-mataichi.com

9月3日、**又市征治議員**は2日の平和安全法制特別委員会での質疑に続き、国土交通委でドローン(無人航空機)の利用規制を強化する航空法一部改正案の審議に参加しました。社民党は、国民の知る権利に対する十分な配慮を行うことを前提に賛成しました。

無人航空機の利用状況は、どうなっているのか

又市議員は、今回の改正が新規利用者のみではなく、既に利用している人にも適用されることから、国交省にどの程度、現在の利用状況を把握しているのか質しました。

田村航空局長は、無人航空機といってもタイプが多様であることを述べ、農薬散布用で3000台弱、空撮用は数万台流通していると答弁しました。



又市議員は、包括的法整備を進める過程で、きちっと現状を把握するように要請しました。また改正後は飛行に関する細かいルールが定められ、国交大臣の許可・承認を受けずに飛ばすと50万円以下の罰金を課せられるので、法の趣旨・規制内容の周知徹底を、どのように進めていくのかを質しました。

航空局長より、現在既に無人航空機を利用している人についてはホームページで、これからの利用者については、購入時の説明、研修の奨励、さらには関係省庁、製造者、販売者の協力を得て、周知を図るとの答弁がありました。

規制にあたっては国民の知る権利を侵すことがないように要請

続いて**又市議員**は、衆議院に議員立法で提案されている重要施設上空ドローン禁止法案と本法案との関係について見解を求めました。**航空局長**は、議員立法はテロや犯罪行為を抑止することが目的であり、本法案は墜落等から地上の人、物件、既存の航空機の安全を守るためのもので、目的と対象が異なると答弁しました。

又市議員は、議員立法では多くの施設上空が飛行禁止とされ、飛行許可も管理者の恣意的判断に任されていること、違法行為があった場合には即時の1年以下の懲役又は50万円以下の罰金という直罰規定が設けられていること、日本民間放送連盟も多くの懸念を表明していることなどを理由に、社民党は反対であることを表明しました。そして本法案における大臣の許可や承認においても、取材、報道活動に配慮すべきだと強調しました。特に非常時における取材、報道活動の場合は、許可、承認の適用除外も含めて、迅速かつ柔軟な運用をすべきと要請しました。

これに対し**太田大臣**は、許可や承認に際しては、取材、報道活動を含め様々な事業者について、安全の確保を前提として、無人航空機を円滑に活用できるよう柔軟な運用を行っていくこと、国民の知る権利に資する取材、報道活動については十分配慮していくと答弁しました。